

# (仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第17回平成21年9月3日開催 午後7時02分から午後9時09分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、喜治委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員

欠席委員 区民検討会議 : 斉藤委員

傍聴者 8名

検討連絡会議におけるビデオ撮影の件について

事務局から説明

区民検討会議の和田委員より落合第一地区協議会における「自治基本条例の勉強会」に使用するため、ビデオ撮影の許可が求められているので、本日の検討連絡会議に諮り、了承されれば本日から継続的に撮影を許可したい旨説明があった。

検討連絡会議の審議結果

賛成意見が多数あり、反対の意見がなかったので、本日の会議から、ビデオカメラ(1台)の撮影を許可することとした。(決定)

## 1 本日の進め方について

- (1) (住民)区民の権利と責務について
- (2) 検討連絡会議の今後の進め方について

## 2 議題

### (1) (住民)区民の権利と責務について

ア 高野副座長(区民検討会議)から区民検討会議案の説明

1番目、「区民は、知る権利を有する。」知る情報の内容を明記する文言を入れるか、また、情報を共有する旨の文言を追加するかについては、引き続き検討する。

2番目、「区民は、公共サービスを受ける権利を有する。」公共サービスについては別途定義する。

3番目、「区民は安全で安心して暮らす権利を有する。」

4番目、「区民は、区政に参加する権利を有する。」昨日の区民検討会議では、ここから検討を始めた。参加には、協働等による参画の意識が入っている。

5番目、「区民は、学ぶ権利を有する。」単純に学ぶのではなく、地域での自治の勉強、相互の情報を学ぶ機会の提供などの権利をもちたいという願望である。

次に、区民の責務としては、

「区民はともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める。」これは、住民も区民もともに暮らし、外国人も含めお互いに社会的ルールをわかり合い、尊重し合うということと、皆さんが参加して「まち」を良くして行こうと言うことである。

「努める」ところを「努めなければならない」とする意見が出されたが、最終的に「努める」とした。

「公共サービス」については、今後、区民検討会議の中で話していくこととした。

イ 他の区民委員から補足説明

「知る権利」については、普通は区政情報を知る権利などですが、知る権利としたのは、区政情報だけではなく、生きる権利とか安全を守るための権利とかのための情報もあるのではないかという意見もあり、現状は「知る権利」とした。

公共サービスは、行政サービスより広い概念と捉えている。公共サービスのなかには、行政だけでなく民間やNPOなどを含め、地域の共助により提供している。

「区民の責務」では、障害者や外国人などを含め、区民の方々が「努める」という努力規定ではなく、良好な地域の創出のために自らを努めるべきと課したいので、私自身は責務だと思っているが、最終的には「努める」で納得した。

根本副座長(議会)から前回示した議会案の補足

前回説明と中身は変わっていない。

ただし、区民委員から「区民の責務」ということがあったので、本日の(仮称)自治基本条例検討小委員会(議会)で「区民の役割」の「役割」を「責務」としようということになった。また、議員の責務、区長の責務と(統一)して、区民検討委員会に合わせた。

市民が中心、区民が主役という観点から、もっとも重要な点を掲げた。

#### 区民の権利

- ・政策を提言する権利を有する。
- ・サービスを享受する権利を有する。
- ・区政に参画し協働する権利を有する。
- ・情報を知る権利を有する。

#### 区民の役割

- ・区民は主権者としての権利を相互に尊重すること。
- ・行政サービスへの応分の費用負担をすること。
- 「事業者は」と入れたのは、新宿という地域社会に貢献する役割を自覚してもらうということで、
- ・事業者は地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める。

ということで、前回の説明とほぼ同じである。

藤牧副座長(専門部会)から前回示した案の補足

前回から追加する部分はない。  
専門部会では、区民を幅広く捉えている。

#### 区民の権利

- ・区政に関する情報を知る権利
- ・区政運営に参画する権利

憲法・個別法に権利が規定されているが、自治を行っていくうえで必要な権利として幅広く捉えている。

「参画する権利」では、政策を提言する権利も含まれている。

#### 区民の責務

- 事業者等も含め区民とし、現在だけでなく将来も配慮するということで、
- ・基本理念にもとづく地域社会の実現に向けて、将来世代にも配慮して取り組むよう努めること
  - ・互いの自由と人格を尊重し合い、参画と協働に当たり自らの発言と行動に責任を持つこと
- この2点で、追加、修正はない。

#### 質疑・意見交換

座長 三者の案を整理すると「行政サービス」がいいのか「公共サービス」がいいのか、または、単に「サービス」がいいのか。また、「参加」なのか「参画」なのか。言葉の問題でなく、ぜひ中身の議論をしていただきたい。

#### 委員

・区民検討会議の「区民は、学ぶ権利を有する」とあるが、いろいろな権利があるなかで、この権利を自治基本条例に載せるということは、自分自身が遂行するにあたり、何かバリエーションがあるという趣旨なのか。また、その意味合いがよくわからない。教育を受ける権利を意味するのか。

区民検討会議としては、地域の人達、区民全体が、このような会議などでの知識、情報等共有し、理解するということが「学ぶ」とした。

・参加、参画、協働などについてはいろいろな概念規定があり、明確に定義はされていないが、参加の場合は新宿区の区政運営に積極的に関わっていく意味合いがあり、それだけではなく、新宿区の意思決定の場に参加するということが、われわれは「参画」と捉えるが、区民検討会議ではどのように考えるか。

区民検討会議：参加してその先に加わっていくということで、「政策の意思決定まで」というところまで議論されていない。いろいろな含みがある。

また、単純に「参加」でわかりやすいから、良いのではないかという意見もあった。「参加」で市政に加わるという意味合いを含むという意味合いもある。

座長 今、「市政に加わる」というよい言葉もあったが、東大の金井さんなどは、参加、参画のいずれも「参」で「参れ(まいれ)」という意味が含まれているということで参加・参画は使いたくないという議論もある。新しい法律用語も必要なのか、今後、詰めていく必要がある。

行政は行政の立案、執行過程への参加条例を、議会は議会で議会への参画条例を作れば、一つの「参加」と言う言葉を本条例に定めれば、あとは個別条例次第となる。そういう2段階構えもあるのではないかと思う。

これは(参加・参画)原案をまとめるための課題として残るので、時に触れ「議論」することになる。

## 委員

・議会は区民の参画について、区民の視点で様々議論して区民の権利を考えた。これに対して行政案の区民の権利は2つだけでずいぶんあっさりしているがどういう議論がされたのか。

さまざまな議論があったが、他の法律でも定められていることを一つ一つこの自治基本条例で謳うのではなく、自治を区民が遂行するうえで必要な権利は何かという視点で2つに絞った。

・区民検討会議案の学ぶ権利は、注釈をつけないとこのままでは単に教育を受ける権利と読み取られてしまう。また、参加・参画は違う意味だと思う。参画は強い目的・意志を持っているときに「参加」によって「参画」が使われると思う。

座長 区民の権利というのは何の権利を宣言しているのか。1つは議会案のように区民主権を実現するために、個々の区民が保有している権利として列挙している。これに対し区民検討会議案は、この地で区民がより良く暮らしていくための権利を掲げていると感じられる。行政案はどちらか読み取れない。これからは、誰の、何の権利を書くのかということ意識する必要がある。

また、ここの条例でいう権利とはどういう意味なのか。権利を阻害する要因を排除することを目的とするのか。言い換えると、権利を充足するために積極的政策を打ち出すという責任が自治体政府にあるという意味で権利と言うのか。権利論みたいなことを固めないに進まない。

## 委員

・サービスは行政サービスと捉えていた。この条例は区民と行政の約束を書くものではないか。

区民検討案の「安全で安心して暮らす権利」というのは条例に定めるのはかなり厳しいのではないか。

・よりよく生きるために、区民主権が必要なのではないか。「区民主権」と「よりよい暮らし」はどちらか一方という話ではないのでは。この条例は区民と行政の約束、区民の権利を担保するものだけではないのでは。また「公共サービス」は今、公共の担い手として、民間企業の社会貢献活動や、NPOの公益活動もあるということで「公共サービス」としたのではないかと考えている。

・行政が考えているサービスが行政サービスとすると、区民が考えるサービスと異なる場合、行政に制限されてしまうのではないかとすることで「公共サービス」とした検討経緯もある。

・行政案の説明では、サービスを受けるのは当然だからあえて書かなかったということだが、当然のことで書く必要があるのではないか。

当然だから載せなかったというよりも、地方自治法等の個別の法で規定している権利なので載せなかったという経緯である。

・議会案の事業者については、どのようなイメージなのか。「区の発展に寄与するよう努める」とはどのようなことか。

例えば、大小の工場等があり、騒音振動等を発生させるところで、営利活動するなかで利害関係が出てくる。そこで、事業者も住民、地域社会でバランスをとってほしい。ここで言う区とは、ひろがり(地域の)・区民などをイメージしている。

・議会案の権利のところ「区政に参画し協働する権利」とし、「協働」を権利として捉えたのはどのようなことか。

区民主権であり、主権者としての区民が協働して自治体を作る。参画は権利、協働は義務とは捉えていない。

・16年に策定した協働推進計画のなかでは、多様で、様々な区民ニーズがあるなかで、行政だけでは解決できない地域課題を解決するうえで、民間、NPOなど専門知識を持った方がいますので、そういった方々と協力していきながら課題に対応していくということと、次に区民の区政への参画意識というところで参画と協働がリンクしてくる。そして、もうひとつが区への対質改善として、縦割りの弊害などを解消していくということ、このようなことで協働を推進してきている。そう言う事では議会案の「協働と参画する権利」には賛同する。

座長 参加と協働を考える場合に、行政に加わる権利と加わらせる権利とがあり、行政に加わるかどうかを決定する権利は市民側にあると考える。したがって、行政の側には市民に対して協働をさせる権利はないと捉えている。

## 委員

・区民検討会議の「区民の権利と責務」について、形式論になってしまうが、権利をこれだけ(5項目)書いて、責務について1つというのはややトーンダウンしているのではないか。

権利に対し必ず責務があるが、ここではあえて入れず、自分たちがやることを他の項目に入れ込んでいく。

・行政の「区民の責務」のところ、「参画と協働に当たり自らの発言と行動に責任をもつ」とは、大変に

重い義務と思う。こう書かれては、区政へ参加したくなくなるのではないか。

権利と責務との関係性で、区民の権利・責務の中だけで完結するものではないので、議会・行政の役割と責務に関係していく。区民の権利をどこで行政・議会が役割として担保していくのか、この部分については、もう一度きちんと見極めていく。皆さんの意見を受け、再度検討する。区民の権利の濫用にならないようにとの背景があり、重い十字架を持たせる意味ではない。

座長 ここていう権利は、「誰の誰に対する権利なのか」というスタンスが合っていない。

「権利」があってそれを実現する責務はほとんど政府であり、一部は市民も責務を負い、政府を維持する責務を負わなくてはならない。そういうことでは、「区民の権利と責務」はバランスが悪くて良い。私たちは、一人では生きていけないということから多数で共同したり、ルールをつくったりする。そのときの一番の武器が、税金を払い政府をつくることだった。

そのときの市民権は2つあって、一つが、自分達がつくった政府を勝手にさせない、政府をうまく使っていく市民権と、もう一つが全部を政府に預けたのではないから、地域に残っている生きる権利を実現するために汗を流すと言う主権がある。その両方をみていかななくてはならない。

議会案は、政府をコントロールするところに重点が置かれている。区民検討会議案の方は、例えば、一人ひとりが生きていくための情報を知る権利があると、それは私にすれば「勝手にすれば」と思っている。誰がそれを保障してくれるのかを想定しなければならないのではないか。

その点、責務の方に「公共サービスを担う」と書いたのは大正解で、政府に依存しないサービスだから誰かが供給しなければならぬ。これが市民社会の責任だから、そう言う対応の仕方はありうる。ただ全部それに対応するのであれば、市民が自治体政府を作る意味が全くない。でも私たちは、自治体に全部任せればそれでうまくいくなどとは誰も思っていない。その辺の構えをどのように条例化していくかが課題である。基本的スタンスの問題となるので、この検討連絡会議で取り上げて今後も議論していただきたい。

## (2) 検討連絡会議の今後の進め方について

藤牧副座長説明：(仮称)自治基本条例制定の流れ(資料6)により

条例制定のスケジュールについて

三者案の調整方法について

中間報告会の開催について

について

・区民に約束したマニフェストがあるので、行政側からいつごろにしたいとの提案があって良いのではないか。

・三者でやるのだから、「行政だけで考える」のではいかがか(反対である)。十分に検討の時間がほしい。時期は分かったが、納得のいく検討をしていきたい。

本条例の制定予定は、来年の第三回定例会(9月)を目指す(強制力のない目標)こととする。

(大枠合意)

について

・三者の各会議に持ち帰り協議する。

について

・中間報告会の開催日として1月31日(日)はハーフマラソンもあるので難しい。

・再度、日程調整し提示する。

(3) 次回9月24日(木)は、上記「三者案の調整方法について」の三者の各会議で意見をまとめて持ち寄り、検討する。

## 3 11月以降の検討連絡会議開催予定

11月18日(水)、12月22日(火)を開催日とすることとした。

## 4 次回の検討連絡会議の開催

(1) 開催日 9月24日(木)

(2) 開始時間 19時～

(3) 場所 第2委員会室

(以上)